

各県立学校長 様

教育長

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」に係る県立学校における部活動等の
移動の対応について(通知)

部活動等における移動については、令和 8 (2026) 年 5 月 13 日付け学安第 145 号(部活動等における移動の適切な対応の徹底について)、令和 8 (2026) 年 7 月 3 日付け学安第 279 号(「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて)で通知しており、各学校等において適切に御対応いただいているところです。

県立学校における部活動等の移動の具体的な対応について、下記のとおり定めましたので、今後は本通知に基づき、安全確保のための対策の徹底をお願いします。

また、平成 31 (2019) 年 3 月発行「運動部活動指導の手引」40 頁(3)についても、内容を一部改め、同じく適用しますので、学校現場等において適切な運用をお願いいたします。

記

部活動等の移動の対応

次の資料に基づき、対応すること。なお、移動に当たっては原則として公共交通機関を利用することとし、適切な公共交通機関がない場合には、貸切バスやタクシーを利用する。これらの移動手段では対応が困難で、やむを得ない場合のみレンタカー等も可とする。その際は、学校の責任において必要性を十分に精査し、適切な手続きを行った上で、利用する。

【資料】

- ・「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」県立学校対応表
- ・部活動等における移動手段の類型と留意事項【栃木県教育委員会版】
- ・部活動等における移動に係る FAQ
- ・部活動等における移動の安全管理チェックシート
- ・引率計画書(ひな形)
- ・校外活動計画書(ひな形)
- ・部活動等の輸送に係る運転誓約書

○学校教育等に関する移動の安全確保全般について
学校安全課 学校安全担当 TEL : 028-623-2964
○文化部活動について
高校教育課 指導担当 TEL : 028-623-3382
○文化部活動の地域展開について
生涯学習課 ふれあい学習担当 TEL : 028-623-3404
○本通知全般及び運動部活動、運動部活動の地域展開について
健康体育課 体力向上・部活動改革担当 TEL : 028-623-3415